

学校評価ガイドライン

〔改訂〕



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm

平成20年1月31日

- 学校評価については、平成14年4月に施行された小学校設置基準等において、各学校は自己評価の実施とその結果の公表に努めることとされた。また、保護者等に対する情報提供について、積極的に行うこととされた。
- 平成18年3月には、主に市区町村立の義務教育諸学校（小学校、中学校（中等教育学校前期課程を含む）、盲・聾・養護学校の小・中学部）を対象に「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を作成し、各学校や設置者の取組の参考に供した。
- さらに学校評価の推進を図るため、平成19年6月に学校教育法、同年10月に学校教育法施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられた。
- このため、従前の「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」について、新たな法令の規定及び文部科学省初等中等教育局に置かれた「学校評価の推進に関する調査研究協力者会議」における議論を踏まえ、記述を全面的に見直すとともに、従前は含まれていなかった高等学校を対象に加えて、新たに「学校評価ガイドライン〔改訂〕」を作成したものである。

本ガイドラインは、市区町村立の小学校及び中学校を念頭に置いて記述するとともに、高等学校及び特別支援学校について、その特性を踏まえた学校評価の在り方及び本ガイドライン活用にあたっての留意点を示している。

その他、中等教育学校については、中学校及び高等学校に関する記述をそれぞれあてはめ、また、国立学校及び私立学校については、設置者・人事権者に関する部分などその性質上あてはまらない記述について、適宜、取捨選択又は読み替えて活用いただきたい。
- 本ガイドラインは、各学校や設置者における学校評価の取組の参考に資するよう、その目安となる事項を示すものである。したがって、学校評価が必ずこれに沿って実施されなければならないことを示す性質のものではない。

本ガイドラインにおいては、法令の規定や先進的な取組事例、また有識者等の議論を踏まえ、学校評価を実効性ある取組とする上で指針となるモデルを設定し説明を記述している。各学校や設置者は、その創意工夫により進めてきた学校評価の取組の中に、本ガイドラインに示された内容を適宜取り込むことにより、学校評価の一層の改善に引き続き尽力されることを期待したい。
- 文部科学省では、今後とも、各地における学校評価の取組を踏まえ、本ガイドラインがより良いものとなるよう継続的に見直すこととしている。本ガイドラインのさらなる改訂に向けて、関係者の皆様からの積極的な提言を期待するところである。

目次

P. 1	1. 学校評価の目的・定義と流れ	① 学校評価の目的 ② 学校評価の定義及び留意点 ③ 学校評価により期待される取組と効果 [図] 自己評価・学校関係者評価の進め方のイメージ例 ④ 教員評価との関係
P. 8	2. 学校評価の実施・公表	
P. 8	(1) 自己評価	① 目標設定 ② 自己評価の評価項目の設定 ③ 継続的な情報・資料の収集・整理 ④ 全方位的な点検・評価と日常的な点検 ⑤ 自己評価の実施 ⑥ 自己評価の取組等の随時の情報提供 ⑦ 自己評価の結果の報告書の作成 ⑧ 自己評価の結果の公表・報告書の設置者への提出 ⑨ 評価の結果と改善方策に基づく取組
P.16	(2) 学校関係者評価	① 学校関係者評価の在り方 ② 学校関係者評価委員会 ③ 学校関係者評価の実施 ④ 学校関係者評価の結果の報告書の作成 ⑤ 学校関係者評価の結果の公表・報告書の設置者への提出 ⑥ 評価の結果と改善方策に基づく取組
P.22	(3) 評価結果の公表・説明	
P.23	(4) 設置者への報告と支援・改善	① 設置者への報告 ② 設置者等による支援・改善
P.25	3. 積極的な情報提供	
P.27	4. 高等学校、特別支援学校の特性	① 高等学校の特性 ② 特別支援学校の特性
P.29	【参考1】学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令通知	
P.34	【参考2】評価項目・指標等を検討する際の視点となる例	
P.40	【参考3】提供する情報の例	
P.43	関連資料	

1. 学校評価の目的・定義と流れ

① 学校評価の目的

学校評価の必要性と目的

- 学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、児童生徒がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保証を図ることが重要である。また、学校運営の質に対する保護者等の関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解を持つことにより相互の連携協力の促進が図られることが期待される。

これらのことから、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校及び設置者等が学校運営の改善を図ること、及び、評価結果等を広く保護者等に公表していくことが求められる。

- このことから、学校評価は、以下の3つを目的として実施するものであり、これにより児童生徒がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指すための取組と整理する。

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

学校評価に関する規定

- 学校評価については、学校教育法に次のように規定されている。

○学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

※幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

- 「文部科学大臣の定めるところ」の内容については、学校教育法施行規則に次のよう

に規定されている。

○学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

○ これにより、各学校は法令上、

①教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること、

②保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること、

③自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること、

が必要となる。この省令の詳細については、巻末の【参考1】に関係通知を掲載する。

② 学校評価の定義及び留意点

○ 本ガイドラインでは、上記法令の規定を踏まえて、学校評価の実施手法を以下の3つの形態に整理している。

(1) 各学校の教職員が行う評価【自己評価】

(2) 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価【学校関係者評価】

(3) 学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価【第三者評価】

○ それぞれの概要は以下のとおりであり、自己評価・学校関係者評価の進め方のイメージ例を5ページに掲げる。その詳細については、「2. 学校評価の実施・公表」に記述する。

自己評価

○ 自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況

や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。

自己評価の結果について評価する学校関係者評価

- 学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。
- 教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠のものとして、有機的・一体的に位置付けるべきものである。

第三者評価

- 第三者評価は、その学校に直接かかわりをもたない専門家等が、自己評価及び学校関係者評価の結果等も資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的(第三者的)立場から評価を行うものである。
- 本ガイドラインは、学校において取り組む自己評価及び学校関係者評価に関するものであり、第三者評価を活用した学校評価の在り方については、今後さらに文部科学省において検討を深めることとしている。

児童生徒・保護者対象のアンケート（外部アンケート等）

- 自己評価を行う上で、児童生徒や保護者、地域住民を対象とするアンケートによる評価や、保護者等との懇談会を通じて、授業の理解度や保護者・児童生徒がどのような意見や要望を持っているかを把握することが重要である。
- 従前、このようなアンケートや懇談会の実施を「外部評価」ととらえてきた例もみられたが、現在はそれに留まらず、「学校関係者評価」としての保護者等による評価の実施に努めることが法令上求められている。アンケート等については、学校の自己評価を行う上で、目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について評価するためのものとしてとることが適当であり、学校関係者評価とは異なることに留意する。
本ガイドラインにおいては、これを「外部アンケート等」と称する。

「外部評価」の用語

- 従来広く用いられてきた「外部評価」の用語については、狭くは保護者や地域住民による評価を、広くは第三者評価も含めて学校外の有識者等による評価を指す用語として使われており、同じ語を用いながらその具体的内容は様々であった。
- このことから本ガイドラインでは、「外部評価」を構成する要素やその性質に鑑み、これを保護者や地域住民など学校と密接な関係を有する者による「学校関係者評価」と、学校と直接関係を有しない専門家等による「第三者評価」の2つに、概念上分けて整理している。

- なお、「学校関係者評価」の用語について、略して「関係者評価」、または「保護者等による評価」、あるいは自己評価に対するものとして単に「外部評価」など、適宜わかりやすい用語を用いることも考えられる。

学校評価の実施形態

- 上記のように、自己評価（及び外部アンケート等）とその結果について評価する学校関係者評価の実施と、それらの結果の公表が、学校における学校評価を進める上での基本となる。
ただし、これらは必ずしもこの通り行われなければならないものではなく、法令に反しない範囲で例えば2つ以上の要素を併せ持つ取組を同時に行うことも考えられる。
例えば、教職員と保護者・地域住民が1つの組織を設けて評価を行うことや、保護者・地域住民の他に大学教員等の有識者を加えて専門的な視点を加えた評価を実施することなども考えられる。

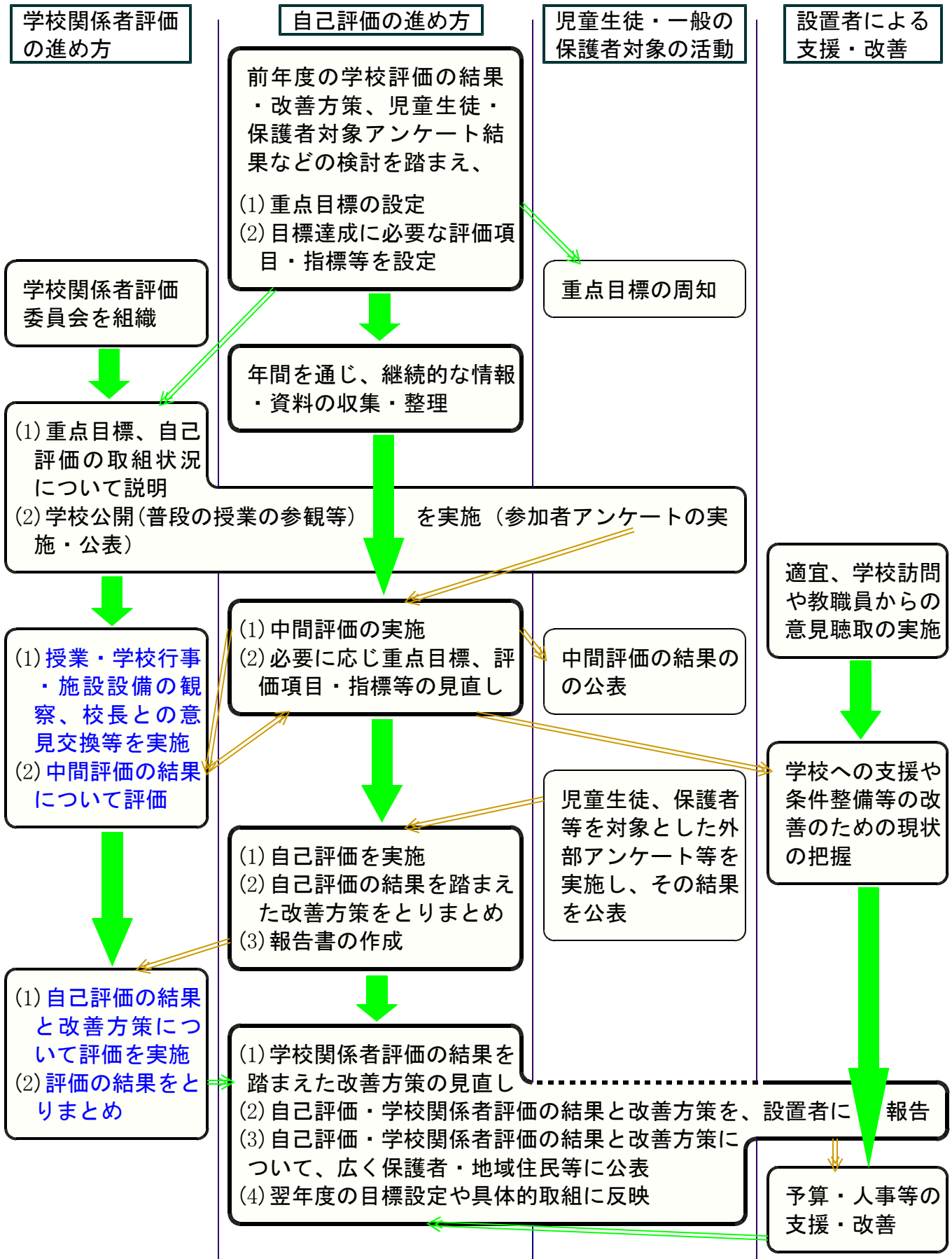
③ 学校評価により期待される取組と効果

- 学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより課題意識を共有することが重要である。これを踏まえ、設置者等は予算・人事上の措置や指導主事の派遣を行うなどの適切な支援を行うことが必要である。
- 学校関係者評価の取組を通じて、教職員や保護者、地域住民等が学校運営について意見交換し、学校の現状や取組を知り課題意識を共有することにより、相互理解を深めることが重要である。学校評価を学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用することにより、保護者・地域住民の学校運営への参画を促進し、共通理解に立ち家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていくことが期待される。
さらに、学校評価を軸とした情報の共有と連携協力の促進を通じて、学校・家庭・地域それぞれの教育力が高められていくことが期待できる。
- 学校評価は、限られた時間や人員を、必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中するといった、学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすものである。学校評価の取組を通じて、学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組むようになることが期待される。

自己評価・学校関係者評価の進め方のイメージ例

〔注〕「設置者による支援・改善」の欄を除き、特に明示がない場合には、学校がそれぞれの活動の主体になる。

青字で記述した活動は、学校関係者評価委員会が活動の主体になる。



④ 教員評価との関係

目標管理型の評価制度としての共通性と相違点

- 一般に、教員評価では、各学校の目標等をもとに、教員一人一人が目標設定を行い、その目標の達成度を評価する目標管理型の評価制度を目指すものが多い。各学校の目標設定を出発点とする点で、このような教員評価は学校評価と共通している。
- しかしながら、教員評価が適切な人事管理や個々の教員の職能の開発を目的とし、その結果は公表になじまないものであるのに対し、学校評価では、組織的活動としての学校運営の改善を目的とし、その結果を公表し、説明責任を果たすこととしているため、両者は、その目的が大きく異なる。

外部アンケート等の活用

- 「教員評価」の用語は多義的であるが、例えば、
 - ① 地方公務員法等に基づき法律上の義務として行われる教員の勤務評定であって、その評定の結果に基づき人事・給与等の処遇が行われるようなもの、
 - ② 授業観察を通じて教員がわかりやすい授業に取り組んでいるかどうかや、割り当てられた校務分掌を適切に処理しているかなどの教員の取組を検証することにより、教員が抱える課題の発見や今後の改善につなげるためのもの、など、様々な類型があり得る。
- 学校評価は、学校という機関の、組織としての教育活動やマネジメントの状況の評価して、教職員の気づきを喚起し学校運営の改善を促すために行うものである。その一環として、例えば授業の理解度等について児童生徒等の状況を把握し、その結果を踏まえ、学校全体として授業法に関する研修等の取組や適切な校務分掌等を促すなど、評価結果を組織の活性化のために適切に活用することが期待される。更に、場合によっては特定された個々の教職員の取組の改善に向けて学校として組織的にサポートしていくことも考えられる。

同時に、この点において、学校評価と教員評価等はその手法や内容の一部について共通する面を有している。
- 一方、勤務評定としての教職員の評価は、個々の教職員について多面的な評価を行い、その結果を日ごろの服務監督や人事権者による人事・給与などの処遇に反映することを目的としており、学校の組織としての状況の把握や改善を目指すものではない。
- このことから、例えば、学校評価の一環として行われた外部アンケート等の結果について、前に述べた学校における取組のみならず、学校から報告を受けた教育委員会において、教職員の研修の必要性の判断や指導を行う際などに活用することも考えられる。しかし、学校評価と教職員の評価はそもそも目的が異なっており、手法や内容等についても異なる面が多いことから、教職員の勤務評定として用いることを前提にその一人一人に至るまで保護者・児童生徒による厳密な授業評価等を行うことは、それは教職員の人事評価（勤務評定）として行うものと切り分けて整理することが適当である。

自己評価

2. 学校評価の実施・公表

(1) 自己評価

ポイント

重点化された具体的な目標の設定

重点化された目標設定が自己評価の始まりであり、重点目標は学校の課題に即した具体的で明確なものとする、総花的な設定を避けて精選することが重要

PDCAサイクルによる自己評価

重点目標に基づく評価(評価項目の設定)、評価結果に基づく改善方策の立案が重要

- 自己評価は、次の流れにより行う。
それぞれの項目ごとに、その具体的な内容を説明するページを下に掲載する。

自己評価の流れ

・精選された具体的かつ明確な重点目標を設定。

P. 10 「①目標設定」


・重点目標の達成に必要な具体的な取組等を、自己評価の評価項目として設定。
・評価項目の達成・取組状況を把握するための指標を設定。

P. 11 「②自己評価の評価項目の設定」

(重点目標の達成を目指した具体的な取組を進める。)

・学校運営に関する様々な情報・資料を、継続的に収集・整理。

P. 12 「③継続的な情報・資料の収集・整理」

- 
- ・全教職員の参加により、組織的に自己評価を行う。
その際、児童生徒・保護者を対象とするアンケート等（外部アンケート等）の結果を活用する。
 - ・中間評価を実施し、その結果に基づき重点目標、評価項目・指標等の見直しや、設置者に対して必要な支援を求めることも考えられる。




P.12 「⑤自己評価の実施」

- ・自己評価の結果及び今後の改善方策について報告書にとりまとめる。




P.14 「⑦自己評価の結果の報告書の作成」

(学校関係者評価の実施)



(P.16 「(2) 学校関係者評価」)

- ・自己評価の結果及び今後の改善方策について、広く保護者等に公表する。
- ・自己評価の結果及び今後の改善方策についての報告書を設置者に提出する。
※これらについては、学校関係者評価の結果と併せて行うことも考えられる。



P.14 「⑧自己評価の結果の公表・報告書の設置者への提出」

〔 P.22 「(3) 評価結果の公表・説明」
P.23 「(4) 設置者への報告と支援・改善」 〕

- ・今後の改善方策に基づき、次年度の重点目標の設定や具体的な取組の改善を図る。
※学校関係者評価の結果とそれを踏まえた改善方策と併せて行う。

P.14 「⑨評価の結果と改善方策に基づく取組」

① 目標設定

具体的かつ明確な目標の設定

- 学校が、教育活動その他の学校運営について、目標(Plan)－実行(Do)－評価(Check)－改善(Action)というPDCAサイクルに基づき継続的に改善していくためには、まず目標を適切に設定することが重要である。
- 各学校においては、基本となる教育目標として学校教育目標が設定されることが通例であるが、目指す子ども像を示すなど、学校経営を通じて目指す理想の姿を示すものであり、普遍的・抽象的な内容であることが多い。
- この学校教育目標の実現を目指す上で、別に具体的な目標や計画を設定することが必要となる。このため、学校教育目標や校長をはじめ教職員の目指す理想、学校の置かれている実情等を踏まえて、中期的な学校経営の方針を策定することが通例である。さらに、この中期的な方針を敷衍して、
 - ・ 学校が短期的に特に重点を置いて目指したいと考える成果・特色や、取り組むべき課題
 - ・ 前年度の学校評価の結果及びそれを踏まえた改善方策
 - ・ 児童生徒、保護者、地域住民に対するアンケート、保護者や地域住民との懇談会などを通じて把握した学校への意見や要望、またそこから浮かび上がる課題に基づき、重点的（あるいは段階的）に取り組むことが必要な単年度などの短期的（場合によっては中期的）な目標や教育計画を具体的かつ明確に定める。
- その際、重点として設定する目標等は、学校の全教職員がそれを意識して取り組むことができるなど実効性あるものとなるよう、学校運営の全分野を網羅し総花的に設定するのではなく、学校が伸ばそうとする特色や解決を目指す課題に応じて精選する。
- その他、各学校が目標等を設定する場合には、設置者等の学校教育に関する方針も踏まえたものとし、必要に応じて、設置者が目標設定に関する支援を行うことも考えられる。

学校全体としての目標の共有と体制の整備

- 各学校の学校経営方針・計画、教育課程、指導計画、学校保健計画、学校安全計画、研修計画、施設設備の整備や予算に関する計画等の各種具体的な計画や、校務分掌、校内組織は、上記の目標等の達成を目指す上で適した内容となるよう、随時見直しを行う。その際、必要性が低くなったものについては、法令等に抵触しない範囲で廃止も含めた柔軟な対応が重要である。
- また、目標や計画及びその達成に向けた方策は、校長のリーダーシップの下で全教職員の間で共有し、目標等の達成に向けた意識を醸成するようにする。

② 自己評価の評価項目の設定

自己評価の評価項目・指標等の設定

- 短期的（場合によっては中期的）な重点目標等の達成に向けた具体的な取組などを評価項目として設定する。
また、評価項目の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握するために必要な指標を設定する。必要に応じて、指標の達成状況等を把握・評価するための基準を設定する。
- 評価項目・指標等の設定に当たっては、設定した重点目標等の達成に即した具体的かつ明確なものとし、教職員が意識的に取り組むことが可能な程度に精選する。
- また、重点目標や評価項目・指標等の設定に当たって、学校関係者評価の評価者や一般の保護者等が理解ができるように、いたずらに網羅的になったり詳細かつ高度に専門的な内容とならないよう留意する。
- 具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことであるが、その設定について検討する際の視点となる例を、参考として巻末の【参考2】に掲載する。
ただし、これらはいくまでも例示に過ぎないものであり、そのすべてを網羅して取り組むことは必ずしも望ましくない。各学校は、その設定した重点目標等に照らして適宜選択し、あるいはそれぞれの特色や課題に応じて新たに設定するなどして、必要な評価項目・指標等を設定することが重要である。
また、設置者が、地域の実情等に応じ、設置する学校で共通して取り上げるべき評価項目・指標等を設定することも考えられる。

成果への着目と取組(プロセス)への着目

- 評価項目・指標等には、目標の達成状況を把握するための（成果に着目する）ものと、達成に向けた取組の状況を把握するための（取組に着目する）ものとに大別できる。教育の目的は子どもの人格の完成を目指すことにあることから、中でも児童生徒についてその達成状況に着目することが重要であり、成果に関する評価項目・指標等の適切な設定が望まれる。
しかし同時に、成果とその達成に向けた取組は一体的であり、成果を目指す過程において、学校・家庭・地域や設置者が、いかに連携し役割分担して、組織的・効果的に取組を進めていくのかというプロセスの在り方が重要である。このことから、目標達成を目指す過程（プロセス）にも着目し、それを正當に評価することに留意して評価項目・指標等を設定することが重要である。
- また、学力の状況に偏重するなど特定の成果等によって一面的に学校運営が評価されることのないよう、評価項目・指標等を適切に組み合わせるよう留意する。

③ 継続的な情報・資料の収集・整理

- 目標等の達成状況を把握し、また、学校の状況を客観的に示す上で、学校運営に関する様々な情報・資料を継続的に収集し整理することが重要である。各学校においては、これらの情報・資料を日常的・組織的に収集・整理し、教職員間で共有するとともに、自己評価の実施や保護者等に対する情報提供等に適切に活用する。
- なお、個人情報保護のため、情報・資料の管理を徹底する。

④ 全方位的な点検・評価と日常的な点検

全方位的な点検・評価

- 学校が抱える課題等を把握するためには、全方位的な点検・評価も重要である。あまりに重点化された目標等を指向するのみでは、学校運営全体における力点の置き方に均衡を失する可能性もある。このことから、日々の学校運営の中で必要に応じ幅広い「全方位型」の点検等を適宜行うことが大切であり、また、例えば一定の時期（数年に一度など）に学校の取組の状況について全方位的なチェックを行うことなどが考えられる。場合によってはそれを適宜自己評価の中で実施したり、第三者評価など専門家等による学校運営全般の状況に関する評価を活用することなども考えられる。

日常的な点検等

- また、学校評価の取組とは別に、そもそも学校として当然に満たすべき法令上の諸基準等を満たしているかどうかという合規性のチェックが重要である。
- このような細部にわたる日常的な点検や、諸法令等に基づく詳細な基準適合性などについては、日々の学校の校務分掌や、設置者などによる専門的なチェックにより各分野においてきちんと担保されることが重要である。
学校評価においては、その基礎の上に立って、例えばそれらのチェックが適切に行われているかどうかや、必要に応じて、特に重点をおいて取り組むべき項目について、評価対象とすることが考えられる。自己評価の評価項目・指標等として、日常点検のチェック項目を各分野にわたり逐一とりあげて取り組むことは適当ではない。

⑤ 自己評価の実施

自己評価の実施

- 自己評価は、校長のリーダーシップの下、全教職員が参加して組織的に取り組むことが重要である。また、必要に応じて、評価委員会など、学校評価を中心となって実施するための組織を校内に設けることも考えられる。
- 各学校は、上記「②自己評価の評価項目の設定」により設定した評価項目・指標等を用いて、目標の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握・整理する。その整理結果を

もとに、これまで進めてきた教育活動その他の学校運営に関する取組が適切かどうかを評価し、その結果を踏まえた今後の改善方策を検討する。

- 自己評価を行う上で、児童生徒、保護者、地域住民から寄せられた具体的な意見や要望、児童生徒による授業評価を含む、児童生徒、保護者、地域住民に対するアンケート等（外部アンケート等）の結果を活用する。
その際、集計・分析等に要する事務量にかんがみ、重点目標や評価項目等との関連を図りつつ、適切な項目を設定して行うことが必要である。
なお、アンケート等の実施に当たっては、匿名性の担保に配慮する。
- 自己評価は、各学校・地方公共団体の事情に応じて、教育活動の区切りとなる適切な時期に行うことがふさわしいが、少なくとも1年度間に1回は実施する。
また、中間的な評価を実施し、その結果について学校関係者評価を実施することなどを通じて、重点目標、評価項目・指標等をより適切なものに見直すことが考えられる。さらに、中間評価の結果を設置者に伝えることにより、必要な支援・援助を求めることも考えられる。

自己評価の実施に当たっての留意点

- 日常の教育活動の中で課題等が見つかった場合、評価の実施時期にとらわれず、すみやかに改善に取り組む。
- 学校の教育活動等の成果は、学校の取組だけではなく、児童生徒や家庭、地域の状況にも影響されるものである。目標が未達成という事実のみをもって、学校の取組が不十分であると判断できるわけではないことに留意する。
- 客観的に状況を把握する上で数値的にとらえて評価を行うことは有効と考えられるが、同時に、数値によって定量的に示すことのできないものにも焦点をあてる。
また、特定の評価項目・指標等だけに着目したり、数値の向上を目指したりする中で、目標から外れた学校運営や改善方策の立案が行われたり、単に数値を上げることのみが目的となって本来のあるべき姿が見失われることのないよう留意する。
- 取組の適切さ等の評価においては、目標の達成状況と、目標達成に向けた取組との間の因果関係の把握に努める。
- 目標や各種具体的計画、評価項目・指標等の設定そのものが適切であったかどうかについても、評価の対象に含まれる。

⑥ 自己評価の取組等の随時の情報提供

- 自己評価の取組において、最初の目標設定と最後の評価結果の公表だけでは、途中の達成・取組状況や努力が保護者に伝わらず、無用な不安感を抱かせることも考えられる。

- 各学校は、P D C Aサイクルにおける様々な取組（授業改善の取組、学校行事、各種アンケート結果、研修・校内研究の状況、また、中間的な自己評価の結果など、様々な取組が考えられる）について、随時、学校公開を実施したり、学校便りやホームページ等を通じて広く公表する。このように日頃から学校を開かれたものとするための努力が、広く保護者からの理解や共感・協力を得るきっかけになることが期待できる。
また、学校公開を実施した際に、参加者対象のアンケートの実施などにより、学校の取組についての保護者等からの意見や要望を把握し、今後の取組や自己評価に活用することも考えられる。

⑦ 自己評価の結果の報告書の作成

- 各学校は、自己評価の結果を報告書にとりまとめる。
- 自己評価の結果の報告書には、重点目標やその達成状況及び取組の適切さ等の評価結果や分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について、簡潔かつ明瞭に記述する。
- 各学校は、児童生徒の個人情報保護や安全確保に留意して、報告書に記述する情報・資料と、非公表とすることがふさわしい情報・資料を区分する。

⑧ 自己評価の結果の公表・報告書の設置者への提出

- 各学校は、自己評価の結果について、それを踏まえた今後の改善方策と併せて、広く保護者や地域住民等に公表する。
また、各学校は、自己評価の結果及び今後の改善方策をとりとまとめた報告書を設置者に提出する。
- これらについての詳細は、「(3) 評価結果の公表・説明」「(4) ①設置者への報告」に記述する。

⑨ 評価の結果と改善方策に基づく取組

- 学校評価は、その結果の報告書の作成自体が目的化するといった「評価のための評価」となることなく、今後の改善につながる実効性ある取組とすることが重要である。
- 各学校は、自己評価の結果及び今後の改善方策を、適宜具体的な取組の改善を図ることに活用する。
さらに、自己評価の結果について評価する学校関係者評価の結果を踏まえ、自己評価及び今後の改善方策について見直しを行い、それを今後の目標設定や取組の改善に反映させる。
- 学校が改善のための具体的な取組を進めるに当たっては、設置者等による支援・改善と連携しつつ進める。

学校関係者評価

(2) 学校関係者評価

ポイント

自己評価を踏まえた学校関係者評価

学校関係者評価には、自己評価の結果を評価することを通じて、

①自己評価の客観性・透明性を高めること、

②学校・家庭・地域が共通理解を持ち、その連携協力により学校運営の改善に当たること、

が期待されており、学校・家庭・地域を結ぶ「コミュニケーション・ツール」としての活用を図ることが重要

主体的・能動的な評価活動

外部アンケート等の実施で学校関係者評価に代えることは適当ではない。

アンケートへの回答や自己評価結果についての単なる意見聴取などの受動的な評価ではなく、評価者の主体的・能動的な評価活動が重要

- 学校関係者評価は、保護者や地域住民などの学校関係者等が、自己評価の結果を評価すること等を通じて、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進することを目的として行うものである。

① 学校関係者評価の在り方

- 学校関係者評価全体としての専門性や時間的な制約から、学校運営の状況について掘るべきものもなく一から観察し評価していくことは困難と考えられる。このことから学校関係者評価は、自己評価の結果について評価を行うことを基本とする。
- 学校及び学校関係者評価の評価者は、評価を進めるに当たり、学校関係者評価が学校と保護者・地域を結ぶコミュニケーション・ツールであることに留意する。
そのため学校は、学校の状況や努力が評価者に理解されるよう十分な情報提供や学校の公開を行うことが必要である。また、評価者は、学校に対して意見を述べるとともに、家庭・地域においては学校運営改善のための窓口の一つであると同時に学校の理解者としてその努力を伝えていくことが期待される。
- 外部アンケート等では上記のような評価者による主体的・能動的な活動が期待できず、学校関係者評価に期待されている役割を担うことができないことから、その実施のみをもって学校関係者評価を実施したとみなすことは適当ではない。
- 学校関係者評価は、次の流れにより行う。
それぞれの項目ごとに、その具体的な内容を説明しているページを下に掲載する。

学校関係者評価の流れ

- ・学校は、保護者、地域住民、青少年健全育成関係団体など、学校と直接関係のある者を評価者とする学校関係者評価委員会を組織する。

P. 18 「②学校関係者評価委員会」

- ・学校は学校関係者評価委員会に対し、重点目標や自己評価の取組状況等を説明。

P. 19 「③学校関係者評価の実施 ー円滑な実施のための資料・説明」

- ・学校関係者評価委員会は、授業や学校行事の参観、施設・設備の観察、校長など教職員や児童生徒との対話を行う。

P. 19 「③学校関係者評価の実施 ー主体的・能動的な評価活動と活動内容」

- ・学校関係者評価委員会は、学校の自己評価の結果及び今後の改善方策、重点目標や評価項目等の在り方等について評価する。
- ・年度途中に中間評価を実施することも考えられる。

P. 19 「③学校関係者評価の実施 ー主体的・能動的な評価活動と活動内容」

- ・学校関係者評価委員会は、その評価の結果をとりまとめる。

P. 20 「④学校関係者評価の結果の報告書の作成」

- ・学校は、学校関係者評価の結果を踏まえ、自己評価の結果に基づく今後の改善方策を見直し、評価の結果と今後の改善方策を併せて報告書にとりまとめる。

P. 20 「④学校関係者評価の結果の報告書の作成」



- ・学校は、(自己評価及び)学校関係者評価の結果並びにそれらを踏まえた今後の改善方策について、広く保護者等に公表する。
- ・学校は、学校関係者評価の結果及び今後の改善方策についての報告書を設置者に提出する。
※これについては、自己評価の結果と併せて行うことが考えられる。



P. 20 「⑤学校関係者評価の結果の公表・報告書の設置者への提出」
〔 P. 22 「(3) 評価結果の公表・説明」
P. 23 「(4) 設置者への報告と支援・改善」 〕

- ・学校は、改善方策に基づき、次年度の重点目標の設定や具体的取組の改善を図る。

P. 20 「⑥評価の結果と改善方策に基づく取組」

② 学校関係者評価委員会

- 各学校は、(場合によっては、設置者との連携により、同一地域内の複数の学校ごとに) 学校関係者などにより構成される委員会(以下「学校関係者評価委員会」という。)を置く。

学校関係者評価委員会の構成

- 学校関係者評価においては、その学校と直接の関係のある者を評価者とするのが適当であり、その際、児童生徒を基点に学校と密接な関わりを有する保護者が、学校評価とそれを通じた学校運営の改善に参画することが重要である。このことから、その学校に在籍する児童生徒の保護者を評価者に加えることを基本とする。
その他、例えば学校評議員、地域住民や地元企業関係者、子どもの健全育成・安全確保の観点から青少年健全育成関係団体や警察の関係者等を加えることが考えられる。
- また、接続する他段階の学校の教職員が評価者として加わるなどにより評価を受けること、例えば、中学校の学校関係者評価の評価者として小学校や高等学校の教職員による評価を受けることも考えられる。さらに、大学等の研究者を評価者として加えることにより、専門的な助言を受けることも考えられる。
- 学校関係者評価委員会を新たに組織することにかえて、学校評議員や学校運営協議会

等の既存の組織を活用して評価を行うことも考えられる。ただし、学校関係者評価の取組が一部だけのものとならず、より透明性の高い広がりをもったものとなるよう配慮する。

学校関係者評価委員会の事務負担

- 学校関係者評価を実施する上で必要な諸事務は、評価者ではなく、学校又は設置者が行うことが適当である。また、評価者への就任を依頼する際には、学校訪問や評価のとりまとめの作成、児童生徒に関する個人情報保護、守秘義務など、どのような負担等が生じるかを説明し、あらかじめ各評価者の理解を得る。

③ 学校関係者評価の実施

円滑な実施のための資料・説明

- 各学校は、学校関係者評価の実施に先立って、下記資料の提示をはじめとして、教育活動その他の学校運営の状況について学校関係者評価委員会に説明する。
 - ・ 重点目標など具体的な目標や計画
 - ・ 本年度の自己評価の評価項目などの取組状況
 - ・ 前年度の自己評価・学校関係者評価の結果及びそれらを踏まえた改善の状況
- その他、学校関係者評価の実施に必要と考えられる資料や、学校関係者評価委員会から求められた資料については、提示することが適当ではないものを除き、学校は積極的に提示する。

主体的・能動的な評価活動と活動内容

- 学校関係者評価においては主体的・能動的な評価活動が期待されており、例えば学校の求めに応じてアンケートに回答するのみや、自己評価の結果について単に説明を受け意見聴取されるのみなどの受動的な評価活動に留まることのないよう留意する。
- 学校関係者評価委員会は、評価を行うに先立ち、授業や学校行事の参観、施設・設備の観察、校長など教職員や児童生徒との対話等を行う。
これらを通じて、学校関係者評価委員会と学校との間での十分な意見交換や対話を行い、学校の状況について相互の共通理解を深めるよう留意する。
- 学校関係者評価委員会は、各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、当該年度の学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価することを基本とする。具体的には、
 - ・ 自己評価の結果の内容が適切かどうか
 - ・ 自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか
 - ・ 学校の重点目標や自己評価の評価項目等が適切かどうか
 - ・ 学校運営の改善に向けた実際の取組が適切かどうかなどを評価する。

④ 学校関係者評価の結果の報告書の作成

- 学校関係者評価委員会は、その評価の結果を簡潔かつ明瞭にとりまとめる。
- 各学校は、学校関係者評価の結果を踏まえ、自己評価の結果に基づきとりまとめた今後の改善方策を見直すなどにより、改めて今後の改善方策について検討し、それを学校関係者評価の結果と併せて報告書に記述する。
- その際、学校関係者評価の結果の報告書を、自己評価の結果の報告書と併せて作成することも考えられる。
- 学校は、児童生徒の個人情報保護や安全確保に留意して、報告書に記述する情報・資料と、非公表とすることがふさわしい情報・資料を区分する。

⑤ 学校関係者評価の結果の公表・報告書の設置者への提出

- 各学校は、自己評価及び学校関係者評価の結果について、それらを踏まえた今後の改善方策と併せて、広く保護者や地域住民等に公表する。
また、各学校は、自己評価及び学校関係者評価の結果並びに今後の改善方策をとりまとめた報告書を設置者に提出する。
- これらについての詳細は、「(3) 評価結果の公表・説明」「(4) ①設置者への報告」に記述する。

⑥ 評価の結果と改善方策に基づく取組

- 各学校は、学校評価を実効性ある取組とするため、自己評価及び学校関係者評価の結果並びに今後の改善方策を、次年度の重点目標等の設定に反映したり、具体的な取組の改善を図ることに活用する。
- 学校が改善のための具体的な取組を進めるに当たっては、設置者等による支援・改善と連携しつつ進める。

評価結果の公表・説明
設置者への報告と支援・改善

(3) 評価結果の公表・説明

ポイント

改善方策の公表

学校評価の結果を公表する際には、併せて、その結果を踏まえた今後の改善方策について公表することにより、保護者・地域からの理解と連携を促す工夫が重要

広く公表

公表に当たっては、一部の者にのみ説明するのではなく、広く一般の保護者等が知ることができる方法により、「学校の自己評価の結果」等であることを明示して行うことが重要

学校評価の結果と改善方策の公表

- 各学校は、学校評価の結果について、それを踏まえた今後の改善方策と併せて、学校便りへの掲載などの方法により広く保護者に公表する。
さらに、PTA総会を活用して保護者等を対象とした説明を行ったり、学校のホームページや地域広報誌への掲載などの方法により、より広く内容が周知されるよう留意する。

公表に当たっての工夫と留意点

- 学校評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策の公表は、学校の現状やこれまでの努力とその成果、さらにそれらを踏まえた今後の改善方策について家庭・地域等に周知するものであるとともに、今後の取組に向けて家庭・地域の理解や連携協力を求めていくための手段（ツール）でもある。
このことから、学校評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策の公表に当たっては、その受け手として想定される対象に合わせて適宜公表する内容等を工夫する。保護者や地域住民の立場から公表された情報を見て、学校に共感し一緒に努力していこうと思えるようなものとするのが期待される。
- 自己評価の結果の公表に当たっては、単に外部アンケート等の結果を公表するのではなく、「(1) 自己評価」に記述したように学校として組織的にPDCAサイクルにより自己評価を実施し、その結果を「学校の自己評価の結果」であることを明らかにして公表する。
学校関係者評価についても、同様に、「学校関係者評価の結果」であることを明らかにして公表する。

(4) 設置者への報告と支援・改善

ポイント

設置者による支援・改善

設置者においては、学校から学校評価の結果の提出を受け、それを踏まえた予算措置等の学校の支援・改善が重要

評価者研修の充実

学校評価に関する教職員の研修や、学校関係者評価の評価者の研修の充実が重要

① 設置者への報告

設置者への報告書等の提出

- 各学校は、自己評価及び学校関係者評価の結果並びにそれらを踏まえた今後の改善方針をとりまとめた報告書を設置者に提出する。
これらを一つの報告書にまとめて提出することも考えられる。
- その際、自己評価を行う際に利用した、児童生徒、保護者、地域住民からの意見や要望、児童生徒、保護者、地域住民に対するアンケート等（外部アンケート等）の結果などの具体の情報・資料を含める。

② 設置者等による支援・改善

評価結果等に基づく学校の支援・改善

- 設置者は、各学校の学校評価の結果の報告書に示された学校の特色や課題に向けた取組状況、また、学校訪問や校長からの意見聴取等により、各学校の教育活動その他の学校運営の状況を把握し、その状況や必要性を踏まえて、学校への予算配分や人事配置など学校に対する支援や条件整備等の改善を適切に行う。
- 併せて設置者は、学校が自らの裁量により学校運営の改善に取り組みやすくするため、承認・届出を要する事項の見直しや学校の裁量により執行できる予算の措置など、学校の自主性・自律性を高めるようにする。
- また、設置者は、報告書に示された評価結果について、自らのこれまでの学校の設置管理の取組に対する評価と受け止め、その改善を目指す。

評価者の確保及び研修

- 各学校において自己評価や学校関係者評価が適切に行われるためには、評価に携わる者が評価について一定の知識を持つことが不可欠である。このため設置者及び都道府県教育委員会は、適切に役割分担して、各学校における学校評価の取組の中心となる教職

員の研修や、保護者など学校関係者評価の評価者の知識の向上等を目的とした研修の充実を図る。

- 学校評価を進めるに当たり、各教育委員会に置かれる指導主事は、学校に対しては指導・助言を行うとともに、教育委員会内においては学校評価の結果に基づく支援・改善のための取組を立案・推進する重要な役割を担う。各教育委員会は、指導主事の学校評価に関する知識や資質の向上のための研修の充実を図るとともに、指導主事とその本来の役割を円滑に遂行できるよう環境整備を図ることが望まれる。
- また、学校の努力のみでは、保護者以外の評価者の確保が困難な場合も予想される。設置者において数校をまとめた学校関係者評価のための委員会を組織したり、都道府県教育委員会等とも連携して評価者の候補者リストを作成するなどの工夫が望まれる。

学校評価の在り方に関する指導・助言

- 設置者は、各学校から提出された学校評価の結果の報告書をもとに、各学校の自己評価をはじめ学校評価が適切に行われたかどうかなど、学校評価のPDCAサイクルが適切に機能しているかどうかを検証し、学校評価を通じた学校運営の改善が円滑に進むよう必要な指導・助言を行う。
- 設置者は、上記の指導・助言の実施に当たって、必要に応じ、学校訪問や教職員、児童生徒、保護者、地域住民、学校関係者評価委員会等からの意見聴取を行う。

都道府県教育委員会の役割

- 市区町村立の義務教育諸学校においては、都道府県教育委員会が県費負担教職員の定数・配置・給与等を適正に管理し改善することができるよう、市区町村教育委員会が、学校評価の結果及び改善状況についての情報を都道府県教育委員会に適切に伝える。
- 都道府県教育委員会は、市区町村教育委員会からの報告を受けて、必要に応じ、教職員の配置、研修の実施、指導主事等の派遣などの支援・改善のための措置を講じる。

3. 積極的な情報提供

情報提供の必要性と期待される効果

- 学校評価の結果はもとより、学校に関する基礎的情報を含む必要な情報がわかりやすく示され、その学校がどのような学校であり、どのような状況にあるのかなど、学校全体の状況が把握できるような情報が提供されていることが、保護者等が的確な学校関係者評価を行うなど学校の諸活動に参画していく上で重要である。
- 併せて、学校の立場から見たときに、学校の情報の提供は自らの良さや努力、また取り組みたいと考えている事柄を外に向かってアピールし、あるいは抱えている課題を率直に広く示すことにより、保護者や地域住民等の理解や支援を得ることができる絶好の機会となる。

情報提供に関する規定

- 情報提供について、学校教育法に次のように規定されている。

○学校教育法

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

情報提供の在り方

- 提供する情報については、各学校が判断すべきことであるが、各学校において情報提供に取り組む際の参考として、提供する情報の例を巻末に【参考3】として掲載する。
- 各学校は、その様々な取組や努力など学校に関する情報を、随時、授業参観など学校公開を実施したり、学校便り・学年便り・学級便り等を通じて、保護者等に日常的かつ積極的に提供する。
さらに、授業などへの外部人材の活用や「学校支援ボランティア」の取組など、学校と家庭・地域が一体となった取組を進めることにより、人の交流を通じた情報の提供・共有が促される。このように日頃から学校を開かれたものとするための努力が、広く家庭・地域からの理解や共感・協力を得るきっかけになることが期待できる。
- 情報提供に当たっては、児童生徒、保護者、地域住民など、想定している対象に合わせてその内容や方法を工夫する。
- 各学校は、児童生徒や保護者、地域住民に対する調査などを通じて、保護者や地域住民が求める情報の内容を把握し、それに応じた情報を提供することが望まれる。

ホームページを活用した情報提供

- 情報提供は、広く一般市民が必要な情報を得られるようにすることが重要であり、その際、特に学校のホームページは、
 - ・誰もが比較的容易にアクセスできることから、その学校への転校を検討している保護者など、幅広い人々に対して情報を提供することが可能となる
 - ・大量の情報を一度に提供できることから、人々の多様な関心に対応することができるといった特徴があり、積極的に利用することが望まれる。
また、ホームページのアドレスや電子メールのアドレスの外部への公表に当たっては、掲載する情報が古くならないよう適宜ホームページを更新したり、日頃から電子メールの受信の有無を確認できるような体制を整備することが重要である。

情報提供に当たっての留意事項

- 学校評価の結果の報告書や学校運営に関する情報を公表・提供する際には、児童生徒の個人情報の保護に留意する。小規模校においては、特に留意することが必要である。
- 学校で問題が起きた場合、正確な情報提供がなされない中で、風評によって学校が信頼を失う恐れもあることから、このような場合には、学校の状況についての正確な情報提供を行うことによって、保護者や地域住民の信頼を得ることが期待される。
- 帰宅時間、通学路等に関する詳細な情報の提供については、児童生徒等の安全を確保するため、方法、内容及び提供範囲に注意を払うことが必要である。
- 学校の序列化や過度の競争といった弊害が生じないように、設置者においては情報提供に当たり十分に配慮する必要がある。例えば、設置者が、各学校の状況や特殊性を考慮せずに、学力調査の結果等をもとに学校の単純な順位付けを行うようなことは、望ましくない。

4. 高等学校、特別支援学校の特性

① 高等学校の特性

- 高等学校は、その学校運営の骨格は、義務教育諸学校である小学校及び中学校と共通する面が多く、学校評価や情報提供の進め方についてもこれまでの記述が基本的に妥当する。

学校教育法及び学校教育法施行規則においても、特に学校種を区別することなく、学校評価や情報提供の基本的な進め方について同様に規定しているところである。

- ただし高等学校は、例えば全日制・定時制・通信制、また普通科・専門学科・総合学科など、様々な課程や学科等があり、それぞれに特有の学校運営の在り方などの特性が存在する。また、公立の義務教育諸学校とは異なり、生徒の選択により入学する学校種であるため、生徒の募集・選抜や広報活動等も重要な事務となっている。

このため、これらに留意した学校評価や情報提供の取組が必要であり、その際、例えば以下のように、学校評価の進め方や具体的な評価項目・指標等の設定については、その特性にかんがみ、適宜ふさわしい在り方を考慮しながら取組を進めることが重要である。

- 専門高校については、社会の変化や経済の動向を的確にとらえ、今後の様々な分野における産業の担い手や後継者を育成するための教育を行うことが重要であり、学校評価を行うに際しては、その特性を十分踏まえて実施することが必要である。

また、多分野にわたり専門的な内容の学科を有することから、自己評価の評価項目・指標等については専門高校に特有の内容が考えられる。それについて検討する際の視点となる例については、【参考2】に併せて掲載する。

- 高等学校の定時制・通信制課程については、様々な生徒を対象に多様な履修形態による教育機会を提供していることなどから、学校評価を行うに際しては、その特性を十分踏まえて実施することが必要である。

② 特別支援学校の特性

- 特別支援学校は、小・中学校等に準ずる教育を行うこととされており、学校運営の基本的な事項についても、法令上、小・中学校等の規定が準用されていることなどから、学校評価や情報提供の進め方についても、これまでの記述が基本的に妥当する。

- ただし、児童生徒の障害に対応した専門的な教育を行うことから、教育課程の編成、教材・教具、施設・設備、医療・福祉等関係機関との連携等について、多様な児童生徒の実態等を踏まえた対応が必要であることや、小・中学校等の要請に応じ、特別支援教育に関する助言・援助を行うこと(センター的機能)も期待されるなどの特性が存在する。

このことから、学校評価の進め方や具体的な評価項目・指標等の設定などに当たっては、その特性にかんがみ、適宜ふさわしい在り方を考慮しながら取組を進めることが重要である。

- なお、特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の在り方などについて、今後さらに検討を進め、必要に応じて本ガイドラインに反映していくことが必要である。

〔学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令通知〕

本通知は、その発出後の政省令改正等により内容に変更があることから、便宜的に赤字で加除した。（「別添」及び「参考」として添付されていた資料は割愛した。）

19文科初第849号
平成19年11月8日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事 殿
各指定都市市長
附属学校を置く各国立大学長

文部科学省初等中等教育局長
金 森 越 哉

(印影印刷)

学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について(通知)

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成19年文部科学省令第34号)」が平成19年10月30日に公布され、「学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)」(以下「改正法」という。)の施行の日から施行されることとなりました。

改正法による改正後の学校教育法(昭和22年法律第26号)第42条の規定により、学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることとされています。この省令は、「文部科学大臣が定めるところにより」行われる学校評価について、その実施及び公表等について定めるものです。

この省令の概要及び留意事項は下記のとおりですので、その運用に当たり遺漏のないようお取り計らい願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれては、その管下の学校に対して、この省令の制定及び趣旨について周知を図るとともに、必要な指導等をお願い申し上げます。

1. 規定の概要

(1) 自己評価(~~第50条~~第66条※)

- ① 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとしたこと(第1項)。
- ② 小学校は、自己評価を行うに当たっては、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとしたこと(第2項)。

(2) 学校関係者評価(~~第50条の2~~第67条※)

小学校は、自己評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を公表するよう努めるものとしたこと。

(3) 評価結果の設置者への報告(~~第50条の3~~第68条※)

小学校は、自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとしたこと。

(4) その他(附則等)

- ① この省令は、改正法の施行の日から施行すること。
- ② (1)から(3)までの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において準用すること。

※注 「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令」(平成19年文部科学省令第40号)の公布・施行により条文番号が変更された。

2. 留意事項

(1) この省令に基づく学校評価の実施等に着手すべき時期

この省令は、改正法の施行の日、すなわち改正法の公布の日(平成19年6月27日)から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行※することとされている。現時点で、改正法の施行期日を定める政令は制定されていない※が、各学校及び設置者においては、速やかにこの省令に基づく学校評価の実施及び公表等に向けた取組に着手するとともに、遅くとも平成20年度末までには自己評価の実施及び公表等を行うことが求められること。

※注 「学校教育法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(平成19年政令第362号)の公布・施行により、平成19年12月26日より施行することとされた。

(2) 自己評価の実施

自己評価を実施し、その結果をとりまとめるに当たっては、評価結果及びその分析に加えて、それらを踏まえた今後の改善方策について併せて検討することが適切であること。

(3) 自己評価の結果の公表

- ① 自己評価の結果の公表内容については、評価結果及びその分析に加えて、それらを踏まえた今後の改善方策について併せて公表することが適切であること。
- ② 自己評価の結果の公表方法については、当該学校の幼児児童生徒の保護者に対して広く伝えることができる方法により行うことが求められること。その方法として、例えば、学校便りに掲載する、PTA総会等の機会に保護者に対する説明を実施する等が考えられること。
- ③ さらに、保護者のみならず広く地域住民等に伝えることができる方法により行うことが適切であること。その方法として、例えば、学校のホームページに掲載する、地域住民等が閲覧可能な場所に掲示する等が考えられること。

(4) 学校関係者評価の実施

- ① 各学校においては、この省令に基づく学校関係者評価の実施及び公表に取り組むことが求められること。また、教育委員会等の学校の設置者においては、今後すべての学校において学校関係者評価の実施及び公表に向けた取組が進められるよう十分な指導等が求められること。
- ② 学校関係者評価は、自己評価の結果を踏まえて行うこととされていることから、自己評価の結果について学校関係者評価において評価することが求められること。
- ③ 学校関係者評価の評価者については、
 - (ア) 評価者に当該学校の幼児児童生徒の保護者を含めることが適切であること。
 - (イ) 「学校の関係者」である評価者としては、(ア)のほかに、当該学校の教職員を除き、当該学校の運営やその幼児児童生徒の育成にかかわりがある者など、当該学校と直接の関係のある者とすることが適切であること。
 - (ウ) (ア)及び(イ)に掲げた者のほか、必要に応じて、大学教員等の当該学校と直接の関係を有しない有識者を加えることも考えられること。
- ④ 学校関係者評価を実施するに当たっては、例えば以下の取組を行うことにより、評価者による主体的な評価活動を促すことが求められること。
 - (ア) 学校関係者評価を行うための体制を整備するため、委員会等を組織すること。
 - (イ) 学校関係者評価を実施するに当たり、その評価活動の一環として、評価者による授業など教育活動等の観察や校長など教職員との意見交換を行うこと。
- ⑤ 保護者等を対象とするアンケートの実施のみをもって学校関係者評価を実施したと

みなすことは適当ではないこと。

- ⑥ 学校関係者評価を実施し、その結果をとりまとめるに当たっては、評価結果及びその分析に加えて、学校においてそれらを踏まえた今後の改善方策について併せて検討することが適当であること。

(5) 学校関係者評価の結果の公表

学校関係者評価の結果の公表についても、上記「(3)自己評価の結果の公表」の①から③までの例により行うこと。

(6) 学校評価の結果の学校の設置者への報告

- ① 自己評価及び学校関係者評価の結果の当該学校の設置者への報告は、報告書としてとりまとめたものを学校の設置者に提出する方法により行うことが適当であること。
- ② 自己評価及び学校関係者評価の結果については、必ずしも別の報告書としてとりまとめる必要はないものであり、双方の結果を一つの報告書としてとりまとめることが考えられること。
- ③ 報告書には、学校評価の結果に加えて、それらを踏まえた今後の改善方策について併せて記載することが適当であること。

(7) 教育委員会規則等の改正

学校を設置する教育委員会においては、本件通知を参考にして教育委員会規則等を改正し、設置する学校における学校評価の実施及び公表並びに評価の結果の設置者への報告に関する規定を置くことが望まれること。

(8) 学校評価ガイドラインの改訂

文部科学省では、改正法及びこの省令を踏まえて、平成18年3月27日に策定した「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を改訂し、自己評価及び学校関係者評価の実施及び公表並びに評価の結果の設置者への報告について、その目安となる例を示す予定※であること。

幼稚園及び高等学校※についても、今後、ガイドラインを策定する予定であること。

〔※注 平成20年1月31日に、新たに高等学校も対象に加えた「学校評価ガイドライン〔改訂〕（本ガイドライン）を作成した。〕

(9) 改正法を踏まえた学校教育法施行規則の改正※

~~「学校教育法等の一部を改正する法律について」（平成19年7月31日付け19文科初第536号文部科学事務次官通知）中「第6 関係法令の整備について」の「1」に示すように、改正法を踏まえ、その施行までの間に、この省令とは別に学校教育法施行~~

~~規則の一部改正が予定されていることから、この省令に規定する学校評価に係る条の
条文番号の改正が予定されていること。~~

【※注 「1. 規定の概要」に示したとおり、「学校教育法等の一部を改正する法律
の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令」（平成19年文部科学
省令第40号）が既に公布・施行され、条文番号の変更が行われた。】

本件担当：

文部科学省初等中等教育局

学校評価室(内線3705)

電話：03(5253)4111(代表)

【参考2】

〔評価項目・指標等を検討する際の視点となる例〕

- 各学校や設置者において、評価項目・指標等の設定について検討する際の視点となる例として考えられるものを、便宜的に分類した学校運営における12分野ごとに例示する。
- ただし、これらはあくまでも例示に過ぎないものであり、そのすべてを網羅して取り組むことは必ずしも望ましくない。各学校の重点目標等を達成するために必要な項目・指標等を設定することが重要である。
- 以下に掲げた例については、内容に応じて再掲したため、重複しているものがある。

■ 教育課程・学習指導

具体的な評価対象として、学習指導要領に位置づけられた全ての教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間が考えられる。

○各教科等の授業の状況

- ・説明、板書、発問など、各教員の授業の実施方法
- ・視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の活用
- ・体験的な学習や問題解決的な学習、児童生徒の興味・関心を生かした自主的・自発的な学習の状況
- ・個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの個に応じた指導の方法等の状況
- ・ティームティーチング指導などにおける教員間の協力的な指導の状況
- ・学級内における児童生徒の様子や、学習に適した環境に整備されているかなど、学級経営の状況
- ・コンピュータや情報通信ネットワークを効果的に活用した授業の状況
- ・学習指導要領や各教育委員会が定める基準にのっとり、児童生徒の発達段階に即した指導に関する状況
- ・授業や教材の開発に地域の人材など外部人材を活用し、より良いものとする工夫の状況

○教育課程等の状況

- ・学校の教育課程の編成・実施の考え方についての教職員間の共通理解の状況
- ・児童生徒の学力・体力の状況を把握し、それを踏まえた取組の状況
- ・児童生徒の学習について観点別学習状況の評価や評定などの状況
- ・学校図書館の計画的利用や、読書活動の推進の取組状況
- ・体験活動、学校行事などの管理・実施体制の状況
- ・部活動など教育課程外の活動の管理・実施体制の状況

- ・必要な教科等の指導体制の整備、授業時数の配当の状況
- ・学習指導要領や各教育委員会が定める基準にのっとり、児童生徒の発達段階に即した指導の状況
- ・教育課程の編成・実施の管理の状況
(例：教育課程の実施に必要な、各教科等ごと等の年間の指導計画や週案などが適切に作成されているかどうか)
- ・児童生徒の実態を踏まえた、個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、補充的な学習や発展的な学習など、個に応じた指導の計画状況
- ・幼小連携、小中連携、中高連携、高大連携など学校間の円滑な接続に関する工夫の状況
- ・(データ等)学力調査等の結果
- ・(データ等)運動・体力調査の結果
- ・(データ等)児童生徒の学習についての観点別学習状況の評価・評定の結果

※ 食育、人権教育、環境教育については、それぞれ食育基本法、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律、及びそれらに基づいて策定された計画等の趣旨を踏まえて、各学校での指導計画の策定、指導、評価等がなされることが重要である。

■ 進路指導

- ・学校の教職員全体として進路指導に取り組む体制の整備の状況
- ・生徒理解に必要な個人的資料や、進路情報についての収集・活用の状況
- ・生徒の能力・適性等を発見するための工夫等の状況
- ・進路相談の状況
- ・適切な勤労観・職業観など主体的に進路を選択する能力・態度の育成のための指導（キャリア教育等）の状況
- ・保護者や地域社会、企業等との連携協力の状況
- ・進路指導のための施設設備の整備の状況
- ・職場体験活動の実施の状況

■ 生徒指導

○生徒指導の状況

- ・学校の教職員全体として生徒指導に取り組む体制の整備の状況
- ・問題行動への対処の状況
- ・非行防止教室の実施の状況
- ・保護者や地域社会、関係機関等との連携協力の状況
- ・(データ等)児童生徒の出席率及び遅刻の状況
- ・(データ等)問題行動の発生状況

○児童生徒の人格的発達のための指導の状況

- ・自ら考え、自主的・自律的に行動でき、自らの言動に責任を負うことができるような指導の状況
- ・保護者と連携協力して基本的な生活習慣を身につけるさせるための工夫の状況
- ・児童生徒の適性を発見し能力を引き出し、それを発揮できるようにするための工夫の状況
- ・豊かな人間関係づくりに向けた指導の状況
- ・命の大切さや環境の保全などについての指導の状況
- ・社会の一員としての意識（公平、公正、勤労、奉仕、公共心、公德心や情報モラルなど）についての指導の状況
- ・規範意識の向上に向けた指導の状況
- ・(データ等)児童生徒の生活習慣の定着や人格的発達の状況
- ・(データ等)問題行動の発生状況

■ 保健管理

- ・児童生徒を対象とする保健（薬物乱用防止、心のケア等を含む）に関する体制整備や指導・相談の実施の状況
- ・家庭や地域の保健・医療機関等との連携の状況
- ・法定の学校保健計画の作成・実施の状況、学校環境衛生の管理状況
- ・日常の健康観察や、疾病予防、児童生徒の自己健康管理能力向上のための取組、健康診断の実施の状況

※ 各学校の事情等に応じて、学校給食の衛生管理の状況などについても、評価を行うことが考えられる。

■ 安全管理

- ・学校事故等の緊急事態発生時の対応の状況
- ・家庭や地域の関係機関、団体との連携の状況
- ・法定の学校安全計画や、学校防災計画等の作成・実施、体制整備の状況
- ・危機管理マニュアル等の作成・活用の状況
- ・安全点検（通学路の安全点検を含む）や、教職員・児童生徒の安全対応能力の向上を図るための取組の状況

■ 特別支援教育

- ・特別支援学校や特別支援学級と通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習の状況
- ・医療、福祉など関係機関との連携の状況
- ・校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名や校内研修の実施等、特別支援教育のための校内支援体制の整備の状況
- ・個別の指導計画や教育支援計画の作成の状況

■ 組織運営

- ・校長など管理職の教育目標等の達成に向けたリーダーシップの状況、また、他の教職員からの信頼の状況
- ・校務分掌や主任制等が適切に機能するなど、学校の明確な運営・責任体制の整備の状況
- ・職員会議等の運営状況
- ・学校の財務運営の状況（県費、市費など学校が管理する資金の予算執行に関する計画、執行・決算・監査の状況等）
- ・勤務時間管理や職専免研修の承認状況等、サービス監督の状況
- ・各種文書や個人情報等の学校が保有する情報の管理の状況、また、教職員への情報の取扱方針の周知の状況
- ・学校運営のための諸事務等の情報化の状況

■ 研修（資質向上の取組）

- ・授業研究の継続的实施など、授業改善の取組の状況
- ・校内における研修の実施体制の整備状況
- ・校内研修の課題の設定の状況
- ・校内研修・校外研修の実施・参加状況
- ・臨時採用・非常勤講師等の非正規採用教員の資質の確保・向上に向けた取組の状況
- ・指導が不適切である教員の状況の把握と対応の状況

■ 教育目標・学校評価

○教育目標の設定と自己評価の実施状況

- ・児童生徒や学校の実態、保護者や地域住民の意見や要望を踏まえた学校としての目標等の設定の状況
- ・学校の状況を踏まえ重点化された短(中)期の目標等の設定の状況
- ・目標等を踏まえた自己評価の評価項目の設定の状況
- ・自己評価が年に1回以上定期的に行われているかなど実施の状況。
- ・自己評価の結果の翌年度の目標等の改善への活用状況
- ・全教職員が評価に関与しているかなど体制の状況。
- ・外部アンケート等の実施と自己評価への活用状況
- ・授業など学校に対する評価が実施されている場合、評価を行った児童生徒・保護者の匿名性の担保への配慮の状況
- ・自己評価の結果の設置者への報告の状況
- ・(データ等)学校の目標・計画等

○学校関係者評価の実施状況

- ・「外部アンケート等」を除き、保護者その他の学校の関係者による主体的・能動的な評価が年に1回以上定期的に行われているかなど実施の状況

- ・学校関係者評価が自己評価の結果を踏まえたものとなっているかなどの状況。
- ・学校関係者評価のための組織（学校関係者評価委員会のほか、学校評議員や学校運営協議会等の既存の組織を活用する場合を含む）の構成等の状況
- ・学校関係者評価の評価者の構成の状況（保護者が含まれているか、など）
- ・学校関係者評価の結果の翌年度の目標等の改善への活用状況
- ・学校関係者評価の結果の設置者への報告の状況

○学校に対する児童生徒・保護者の意見・要望等の状況

- ・児童生徒・保護者の満足度の把握の状況
- ・教育相談体制の整備状況、児童生徒・保護者の意見や要望の把握・対応状況
- ・授業など学校に対する評価が実施されている場合、評価を行った児童生徒・保護者の匿名性の担保への配慮の状況
- ・(データ等)児童生徒・保護者による授業などに関する評価の結果

■ 情報提供

- ・学校に関する様々な情報の提供状況
- ・学校公開の実施の状況
- ・児童生徒の個人情報の保護の状況
- ・学校評価（自己評価・学校関係者評価等）結果の公表状況
- ・学校便りや学級便りの発行など、主として保護者を対象とした情報の提供状況
- ・情報提供手段として、ホームページを活用するなど、広く周知するための工夫の状況

■ 保護者、地域住民等との連携

- ・学校運営へのPTA（保護者）、地域住民の参画及び協力の状況。
- ・地域住民から寄せられた具体的な意見や要望の把握・対応の状況
- ・学校開放などの実施状況
- ・学校評議員やPTA（保護者）との懇談の実施状況や学校運営協議会の運営状況
- ・PTAや地域団体との連絡の充実の状況。
- ・地域の自然や文化財、伝統行事などの教育資源の活用状況
- ・授業や教材の開発に地域の人材など外部人材の活用状況
- ・地域子ども教室等の放課後対策事業において、事業関係者と教職員間で、必要に応じ、参加する子どもの健康状態等に関する情報交換や、移動の安全確保のための取り組み等の連携協力の状況
- ・(データ等)保護者・地域住民を対象とするアンケートの結果

■ 教育環境整備

○施設・設備

- ・施設・設備の活用（余裕教室、特別教室等の活用を含む）状況
- ・設置者と連携した施設・設備の安全・維持管理のための点検の取組の状況
- ・設置者と連携した施設・設備の安全・維持管理のための整備（耐震化、アスベスト対策を含む）の状況
- ・設置者と連携した多様な学習内容・学習形態などに対応した整備の状況
- ・設置者と連携した学校教育の情報化の状況

○教材・教具等

- ・設置者と連携した教材・教具・図書の整備の状況
- ・設置者と連携した学習・生活環境の充実のための取組状況

※ 施設・設備については、別途、学校施設・設備の評価に関する検討が文部科学省において進められており、学校評価と学校施設・設備の評価との関連性や役割分担を考慮しつつ検討する必要がある。

- 各項目の冒頭に「(データ等)」とあるのは、評価の実施に当たり、その基礎的な資料になると考えられるものであることを示す。

〔専門高校について〕

- 専門高校については、その特性から、評価項目・指標等を検討する際の視点となる例として、上記12分野に掲げたものの他、以下のような例が考えられる。
 - ・実験・実習に関わる施設・設備・備品の安全と衛生に配慮した適正な管理・点検と効果的な活用
 - ・実習を通して得られた食品等の成果物の適正な取扱い及びそれらの安全・衛生面についての管理体制の整備
 - ・実験・実習に関わる動植物の飼育、栽培等の適正な管理
 - ・薬品、飼料等の適正な管理と使用
 - ・実験・実習にかかわる教職員の体制整備の状況
 - ・企業内実習・現場実習における実習施設等との協力体制の整備及び安全確保

【参考3】

〔提供する情報の例〕

- これらは例示であり、どのような情報を提供すべきかは、情報提供先として想定している対象に合わせてその内容や方法について工夫することが必要である。

① 目標及び計画

【例】・ 学校教育目標

- ・ 短(中)期の具体的な目標
- ・ 学校経営方針・計画、教育課程、指導計画、学校保健計画、学校安全計画、研修計画、施設設備の整備や予算に関する計画等の各種具体的計画

② 学校の概要

【例】・ 校長名、住所、電話番号、周辺案内図、通学区域（校区）、電子メールアドレス、ホームページアドレス

- ・ 学級数、児童生徒数
- ・ 学校の沿革
- ・ 学校の特色
- ・ 校則
- ・ 学校施設・設備、校舎面積や、それらの活用状況
- ・ 学校行事の内容
- ・ 児童会・生徒会活動の内容
- ・ 部活動の内容
- ・ 教職員の担当学年、担当教科、校務分掌、授業の持ち時間数、所持免許状の種類
- ・ 研修・校内研究に関する情報

③ 学習指導

【例】・ 授業時数、時間割、総合的な学習の時間の内容その他の教科・領域等の教育に関する情報

- ・ 教科書、主な補助教材
- ・ 学校図書館等の整備・活用状況

④ 児童生徒(生徒指導・進路指導等)

【例】・ 児童生徒の出席率

- ・ 生徒指導上の諸問題及びそれに対する学校の対処や指導の状況等の実態
- ・ 学校選択における入学者の決定方法等の詳細
- ・ 転入、転出児童生徒数
- ・ 児童生徒の進路の状況、キャリア教育に関する情報

⑤ 安全管理・保健管理

- 【例】・ 保健安全、防犯対策、防災対策に関する情報
- ・ 健康診断、心のケアの体制整備に関する情報

⑥ 学校の財務

- 【例】・ 学校の予算執行状況
- ・ 公金や学校徴収金の管理状況

⑦ 保護者や地域住民等との連携

- 【例】・ 学校評議員、学校運営協議会等の設置状況
- ・ P T Aの情報
 - ・ 家庭・地域や他の学校との連携状況
 - ・ 学校公開・学校開放の状況
 - ・ 学校支援ボランティアの導入状況

⑧ 学校評価に関する情報

- 【例】・ 学校評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策（児童生徒・保護者等に対するアンケートの結果、学校の課題、改善方策等を含む）

